



6月は 『動物の正しい飼い方推進月間』

この機会にペットの正しい飼い方について考えてみませんか

動物を飼うときの注意点

- 動物が生涯を全うするまで責任を持って飼いましょう
- 飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう
- 適正に飼うことができない子犬、子猫を増やさないために、不妊去勢処置をしましょう
- 動物には迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時などに離れてしまっても、飼い主がわかるようにしましょう
- 飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう
- 動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触ったあとは必ず手を洗いましょう。同様に、動物に触る前も手を洗いましょう
- 所有・占有しない動物へのむやみな餌やりはやめましょう
- 91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要で
- 災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう
- やむをえない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると、犯罪行為として刑罰が科せられます

動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう

… 犬の飼い主の方へ …

▶ 鳴き声などが他人の迷惑にならないように注意しましょう

犬が頻繁にほえると、周囲の人にとっては迷惑になります。ほえる理由を見極めて原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、しつけ方教室への参加を通じ、対策しましょう。

▶ ふん尿の始末は必ず行いましょう

まず第一に、排泄つを家で済ませてから、散歩に出かけるようにしましょう。そのうえで屋外でふんをした場合は必ず持ち帰り、尿も水で洗い流しましょう。散歩道はトイレではありません。

▶ 屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう

犬の行動を制御できる人がリードを持ちましょう。普段はおとなしい犬でも、リードを放してしまうと逃げたり、人にかみつくことがあります。犬による咬傷事故のうち98%が飼い犬によるものです。危害を加えるおそれが高い犬を外に連れ出す場合には特に注意し、時間帯や場所にも配慮しましょう。リードの伸ばし過ぎは厳禁です。

狂犬病について

狂犬病とは、「狂犬病ウイルス」でおこる動物由来感染症です。犬はもちろん、人などすべての哺乳動物に感染します。人が感染して発症すると、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。人の場合、狂犬病に感染した犬などにかまれて感染することが多いと言われていて、世界中のほとんどの国で発生があり、毎年何万人の方が狂犬病で亡くなっています。現在、日本では、狂犬病予防注射の徹底などにより、発症している事例はありませんが、狂犬病に感染した動物が不法に日本に持ち込まれるなどして、いつ日本で狂犬病が発症するかわかりません。フィリピンで犬にかまれて感染した後に来日した外国籍の30代男性が、その後死亡したという事例もあります。狂犬病は、受傷したとしても適切にワクチンを接種すれば発症は防げます。しかし、発症後の効果的治療法はなく、その場合の致死率は100%に至ります。狂犬病予防接種は、愛犬と飼い主を守るだけでなく、多くの人々の安全のためにも、毎年必ず接種しましょう。

… 猫の飼い主の方へ …

▶ 屋内で飼いましょう

屋外飼育は他人の敷地での排泄つやごみを荒らすなど、近隣に多大な迷惑をかけることにつながります。交通事故や野良猫との接触による病気感染などを防ぐためにも、屋内で飼育しましょう。

▶ 屋内飼育でも身分表示を忘れずに

屋内飼育でも、突然の災害や脱走に備えて日頃から迷子札やマイクロチップなどの身分表示しておくことが必要です。万が一のときに後悔しないよう、身分を表示して、迷い猫にさせないようにしましょう。

▶ 不妊・去勢手術をしましょう

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫をすべて幸せにできない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。病気の予防やストレスの軽減になり、繁殖のための争いや脱走、望まない妊娠を予防できます。オスの場合は、去勢手術をすることにより、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防にもなります。

猫のふん尿被害でお困りの方へ

敷地内に侵入する猫によるふん尿被害を軽減するため、猫よけ超音波発生装置をお試し用として貸し出しています。貸し出し期間は3週間です。また、忌避剤を配布しています。

地域猫活動について

地域猫活動とは、地域住民と行政が一体となって取り組む協働事業です。「動物の愛護及び管理に関する法律」の基本原則として、命ある動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければならぬとされています。このことから、市では、その地域にお住まいの皆さんのご理解とご協力のもと、「飼い主のいない猫」を適正に管理する「地域猫活動」を推進しています。併せて、地域住民は増えていく猫をどうすれば生命を奪うことなく減らせるのか、周辺環境はどうすれば守れるかを先入観なく考えなければなりません。このように飼い主のいない猫の問題を「猫の問題」としてではなく「地域の環境問題」として捉え、世話をする人と地域住民がお互いに協力して地域猫活動をすることで、飼い主のいない猫を減らし、環境問題の解決を図ります。

活動内容

- 地域住民が主体となり、不妊去勢手術を行う（市の助成制度を活用。事前に登録が必要）
- 適切に餌や水を与える（置きっぱなしは厳禁）
- 食べこぼしや餌場の清掃を行う
- ふん尿の始末をする（猫用トイレの設置）
- 近隣に対する理解を得る